

岩倉市職員を募集します (令和7年4月1日採用)

●問合先 秘書人事課人事グループ (☎ 38-5802)

●募集職種

事務職	2人程度	技術職(土木)	2人程度
保育職	7人程度(経験者枠4人)	児童厚生員	1人程度
消防職	3人程度		

●一次試験(保育職(経験者枠)除く)

- ★とき 7月14日(日) 受付時間:午前9時15分~45分
 - ★ところ 市役所7階大会議室ほか
 - ★内容等 基礎能力検査(SPI)、適性検査
 - ★試験時間 午前10時~午後0時30分
- ※市役所の駐車場は利用できません。



秘書人事課 早川さん

●実施要領 受験資格(年齢、資格など)、二次試験日以降の試験日程等の詳細は、市ホームページで確認してください。

●申し込み(インターネットによる申し込み)

市ホームページの職員採用ページからあいち電子申請・届出システムにアクセスし、「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリックし、申し込みへ進んでください。電子手続きとなりますので、事前に写真データを用意してください。受付期間終了後、メールで受験票交付の案内があります。



▲市ホームページ

●受付期限 6月19日(水)まで

●その他 岩倉市は、下記の目指すべき組織像・職員像を掲げ、人材育成に取り組んでいます。

(以下、岩倉市職員人材育成基本方針抜粋)

目指すべき組織像

組織像

～ 目指すは“一流の市役所”～

市民の信頼に応える市役所

「ともに」歩む未来志向型の市役所

市民の生命・財産を守る市役所

目指すべき職員像

職員像

いわくらを愛し、未来に向けて「ともに」チャレンジする
プロフェッショナルな職員

福井県大野市で 自然観察と化石掘体験をしよう！



●問合先 商工農政課商工観光グループ (☎38-5812)

友好交流都市である福井県大野市の六呂師高原で自然に触れ、大野市化石発掘体験センター(HOROSSA!)で化石掘体験をしてみませんか。

●とき 7月28日(日)午前7時30分(出発)〜午後6時30分(帰着予定)

Aコース 午前：自然観察

午後：化石掘体験

Bコース 午前：化石掘体験

午後：自然観察

※どちらのコースになるかは、参加決定通知と共にお知らせします。

●参加費 1人2660円(弁当代660円を含む)と化石掘体験料

※化石掘体験は4歳以上が対象です。小学3年生以下は保護者の同伴が必要です。

化石掘体験料	
中学生以下	410円
高校生	620円
一般	820円
同伴者	310円

●昼食 軽食を用意します。

●募集対象者 市内在住の人(小学生以下は保護者同伴)

●定員 88人

●申し込み 6月18日(火)までにホームページから申し込みください。

※申し込みは1組につき1回、代表者1人につき4人(代表者含む)まで同時に申し込むことができます。5人以上で申し込みを希望する場合は相談してください。
※募集人数を超えた場合は抽選です。



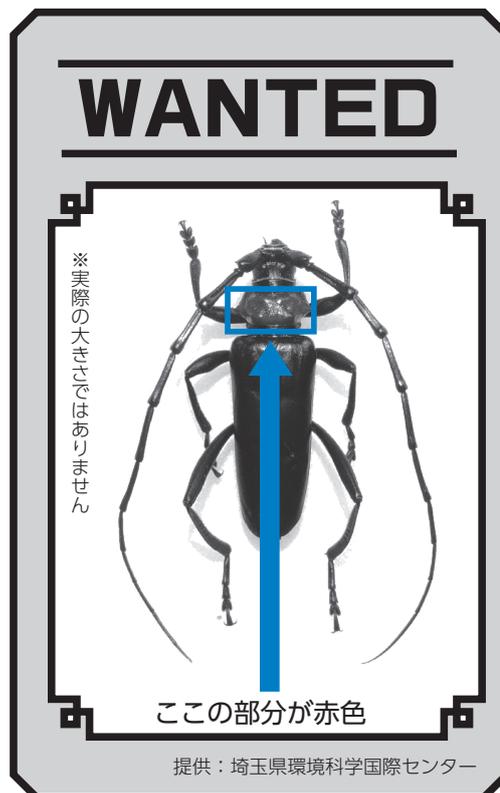
▲申し込みはこちら

桜を枯らす外来カミキリを 見つけたら通報してください！

●問合先 環境政策課さくら・川・環境グループ (☎38-58008)

特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」が愛知県内で確認されています。クビアカツヤカミキリは、体長22〜38ミリ、全体的に光沢のある黒色、胸部(クビに見える部分)は赤いことが特徴で、桜や桃の木などの樹木に生息します。

幼虫が樹木を摂食すると、樹木を弱らせ枯死させることもあります。



提供：埼玉県環境科学国際センター

●情報提供に協力ください

桜等の樹木から細長いひき肉のような形のフラス(木くず、糞の混合物)が出ていたら、中にクビアカツヤカミキリの幼虫がいる可能性があります。

成虫やフラスを見つけたら、市役所環境政策課まで発見場所や桜のナンバープレートを連絡してください。



▲フラス

岩倉市の桜を守るために、みなさんの協力をお願いします。



定額減税のお知らせ

●問合先 税務課市民税グループ (☎ 38-5806)

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指すための一時的な措置として、令和6年分の所得税および令和6年度分の市県民税の定額減税が実施されることとなりました。

●対象者 令和6年度分の合計所得金額が1,805万円以下の納税者
所得税の定額減税に関しては国税庁や内閣官房のホームページを確認または国税相談専用ダイヤル(☎ 0570-00-5901)に問い合わせください。

※市県民税均等割・森林環境税のみ課税されている場合は対象となりません。



▲国税庁
ホームページ

計算方法

納税者の市県民税の税額控除後の所得割額から、(1)と(2)の合計金額を控除します。
合計金額が所得割額を超える場合は、所得割額が限度になります。

(1) 本人 1万円

(2) 控除対象配偶者・扶養親族(どちらも国外居住者を除く) 1人につき1万円

定額減税額が税額から引ききれなかった人は下記定額減税補足給付金を確認してください。



▲内閣官房
ホームページ

★定額減税額の確認方法

(1) 普通徴収または公的年金からの特別徴収の場合

「令和6年度 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書」 4ページ

(2) 給与からの特別徴収の場合(勤務先から配布)

「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」 摘要欄

定額減税補足給付金(調整給付金)

●問合先 企画財政課企画政策グループ (☎ 38-5805)

所得税・市県民税の定額減税の実施に伴い、減税しきれないと見込まれる人へ給付金を給付(調整給付)します。

●対象者 定額減税の対象者で、定額減税額が税額から引ききれなかった(減税しきれない)人

●給付額 定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額または令和6年度分市県民税所得割額を上回る場合に、上回る額を1万円単位に切り上げて算定した額を給付します。

計算方法

A+Bの合計額(合計額を万円単位に切り上げる)

A…所得税分定額減税可能額-令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)

B…市県民税定額減税可能額(※)-令和6年度分市県民税所得割額

※上記定額減税の計算方法を確認してください。

●手続き・給付方法

対象者には7月以降に市から確認書を発送する予定をしています。確認書に必要な事項を記入し、必要書類を添付のうえ、返送してください。

返送された確認書を受付後、順次給付を開始します。

※詳細は右記市ホームページを確認してください。



新たに非課税世帯および住民税均等割のみ課税世帯になる人への 物価高騰支援給付金

●問合先 給付金専用ダイヤル(☎ 50-9219)
福祉課社会福祉グループ(☎ 38-5830)

国の経済対策として、新たに令和6年度住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯となる人へ給付金を支給します。

※令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金(1世帯あたり7万円)および令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金(1世帯あたり10万円)が対象だった人は今回の給付金は対象になりません。

★住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯

【給付対象】 次のすべてに該当する世帯主

- ・令和6年6月3日時点で岩倉市に住民票がある人
- ・世帯員全員の令和6年度住民税が「均等割のみ課税」または「非課税」で構成されている世帯
- ・世帯全員が令和6年度住民税課税者に税法上扶養されていない。

(対象外の例) 親(課税)に扶養されている大学生の単身世帯(非課税)
子(課税)に扶養されている両親世帯(非課税) など

※DV等(配偶者やその他親族からの暴力等)を理由に岩倉市へ避難されている世帯は、要件を満たせば、対象となる可能性がありますので相談してください。

【支給額】 1世帯あたり10万円

★こども加算

【給付対象】 上記の対象世帯のうち18歳以下(平成18年4月2日以降に生まれた子ども)の児童を扶養している世帯主

【重要】 令和6年6月4日から令和6年9月30日までに生まれた新生児は対象です。確認でき次第、通知書を送付します。

【支給額】 児童1人あたり5万円

【手続方法】

・7月以降、対象となる世帯主あてに「給付金支給要件確認書」を送付しますので、内容を確認のうえ返送してください。給料や年金の収入がないなど、市で収入が把握できない人は、非課税者かどうか判断できませんので、確認書が送付されない場合があります。

・世帯員全員が令和6年度住民税非課税の世帯であっても、令和6年1月2日以降に岩倉市に転入された世帯や世帯構成が変わった世帯については、市で非課税であることが把握できず、確認書が送付されないため、申請が必要です。申請受付時期については、改めてお知らせします。

※申請には、令和6年1月1日に住民票があった市町村で発行された令和6年度の住民税が非課税であることを証明する書類の添付が必要です。

【受付期限】 10月31日(木)厳守 期限を過ぎると受付できませんので注意してください。

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金(1世帯あたり10万円)については、8月30日(金)までの受付です。詳しくは、広報いわくら4月号か市ホームページを確認してください。

岩倉市の財政状況をお知らせします

●問合先 企画財政課財政グループ (☎ 38-5805)

令和5年度予算の令和6年3月31日現在の執行状況についてお知らせします。なお、市の予算は前年度分を5月31日まで支払うことができます(出納整理期間といいます)ので、令和5年度決算額とは異なります。

令和5年度会計別予算執行状況

一般会計は、市税収入を主な財源として、福祉・教育の充実や道路の整備など基本的な施策を実施する会計です。特別会計は、特定の事業を行う場合、その特定の歳入を特定の歳出に充て、一般会計と別に経理する会計です。

会計名	予算額	収入済額	支出済額
一般会計	185億7,577万円	175億2,568万円	162億403万円
特別会計	88億8,185万円	81億4,397万円	78億203万円
国民健康保険	42億6,809万円	37億3,948万円	38億7,676万円
土地取得	52万円	27万円	27万円
介護保険	37億9,459万円	37億2,555万円	32億6,981万円
後期高齢者医療	8億1,865万円	6億7,867万円	6億5,519万円
合計	274億5,762万円	256億6,965万円	240億606万円

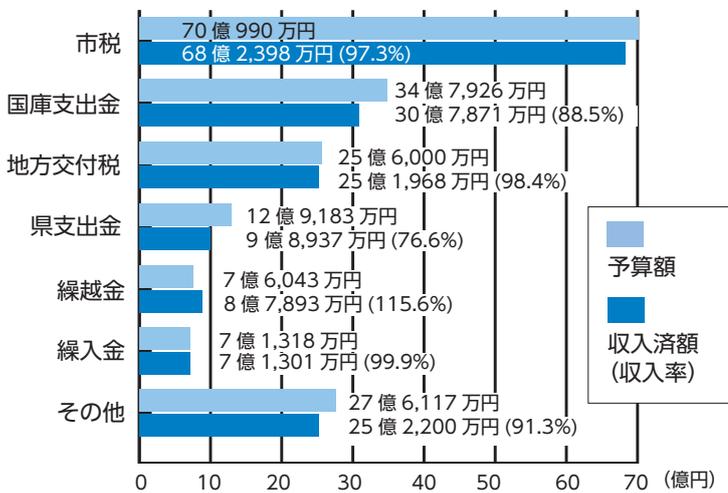
市有財産の状況

	令和4年度末	令和5年度末
建物	104,314.54㎡	104,784.18㎡
土地	358,931.07㎡	362,798.61㎡
基金	45億8,328万円	43億9,443万円

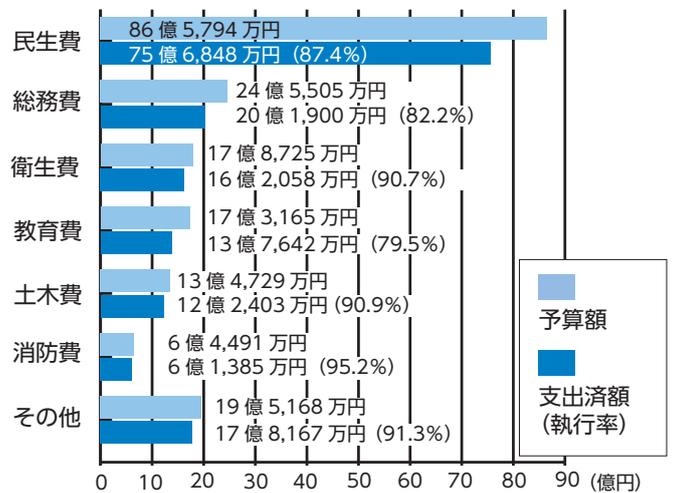
市債の年度末現在高

	令和4年度末	令和5年度末
一般会計	107億4,234万円	98億5,603万円

一般会計歳入予算収入状況



一般会計歳出予算執行状況



※工事等の進捗状況によっては、翌年度に工事費等の予算を繰り越す場合や、出納整理期間中に支払う場合もあり、その場合は3月31日現在において執行率が低くなります。

項目	項目解説
市税	市民税、固定資産税、軽自動車税など、市に納められる税金
国庫支出金	市が行う特定の事業に対して、国から交付されるお金
地方交付税	地方公共団体が行政サービスを等しく提供できるように、一定の基準により国から交付されるお金
県支出金	市が行う特定の事業に対して、県から交付されるお金
繰越金	前年度決算の剰余金を翌年度へ繰り越されたお金
繰入金	基金(市の貯金)などから繰り入れる(引き出す)お金
その他	地方譲与税、交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、諸収入、市債

項目	項目解説
民生費	児童や高齢者・障がい者の福祉、医療や保険など社会保障にかかる経費
総務費	企画、財政、人事、選挙、戸籍、徴税、防災などにかかる経費
衛生費	環境、保健衛生などにかかる経費
教育費	学校教育や生涯学習、スポーツ振興などにかかる経費
土木費	道路や橋、公園、下水道の整備などにかかる経費
消防費	救急や消防などにかかる経費
その他	議会費、農林水産業費、商工費、公債費

■■■ 令和5年度末の上水道事業の財政状況 ■■■

●問合せ 上下水道課上水道グループ (☎ 38-5816)

令和5年度の上水道事業会計の収益的収入・支出の最終予算額は、収入7億7,290万円、支出7億7,385万円でした。

また、資本的収入・支出の最終予算額は、収入1億7,606万円、支出4億7,251万円でした(令和4年度からの繰越額を含みます)。

主な事業としては、3カ年事業の3年目として、漏水調査業務を市内の南部および西部地区で実施したほか、岩倉市配水場配水ポンプ設備整備工事を実施しました。

管路の工事では、基幹管路の耐震化工事を八剣町地区で進めるとともに、第4期配水管整備事業計画に基づく配水管の整備工事を岩倉団地敷地内で実施しました。

令和5年度上水道事業会計予算の執行状況(令和6年3月31日現在)

※広報原稿作成時の状況であるため、決算の数値とは異なる可能性があります。

< 収益的収入および支出 > (単位:万円)

	科目		予算額	収入額	比率 (%)
	収入	第1款	水道事業収益	77,290	77,246
第1項		営業収益	55,934	54,415	97.3
第2項		営業外収益	21,356	22,831	106.9
第3項		特別利益	0	0	-
支出	第1款	水道事業費用	77,385	67,850	87.7
	第1項	営業費用	76,593	67,658	88.3
	第2項	営業外費用	592	192	32.4
	第3項	特別損失	0	0	-
	第4項	予備費	200	0	-

< 資本的収入および支出 > (単位:万円)

	科目		予算額	収入額	比率 (%)
	収入	第1款	資本的収入	17,606	15,105
第1項		給水負担金	2,960	3,029	102.3
第2項		工事負担金	11,646	6,076	52.2
第3項		企業債	3,000	6,000	200.0
第4項		固定資産売却代金	0	0	-
支出	第1款	資本的支出	47,251	39,021	82.6
	第1項	建設改良費	45,487	37,318	82.0
	第2項	営業設備費	134	73	54.5
	第3項	企業債償還金	1,630	1,630	100.0

企業債の年度末現在高 4億3,800万円

■■■ 令和5年度末の公共下水道事業の財政状況 ■■■

●問合せ 上下水道課下水道グループ (☎ 38-5815)

令和5年度の公共下水道事業会計の収益的収入・支出の最終予算額は、収入8億9,857万円、支出8億6,282万円でした。

また、資本的収入・支出の最終予算額は、収入19億6,004万円、支出21億2,245万円でした(令和4年度からの繰越額を含みます)。

主な事業としては、五条川右岸公共下水道建設事業として神野町・石仏町・八剣町・大地町地区での面整備や、雨水調整池設置事業として大矢公園調整池の本体工事を実施しました。

令和5年度公共下水道事業会計予算の執行状況(令和6年3月31日現在)

※広報原稿作成時の状況であるため、決算の数値とは異なる可能性があります。

< 収益的収入および支出 > (単位:万円)

	科目		予算額	収入額	比率 (%)
	収入	第1款	下水道事業収益	89,857	93,475
第1項		営業収益	29,489	29,168	98.9
第2項		営業外収益	60,368	64,307	106.5
第3項		特別利益	0	0	-
支出	第1款	下水道事業費用	86,282	84,361	97.8
	第1項	営業費用	77,330	75,552	97.7
	第2項	営業外費用	8,912	8,789	98.6
	第3項	特別損失	20	20	100.0
	第4項	予備費	20	0	-

< 資本的収入および支出 > (単位:万円)

	科目		予算額	収入額	比率 (%)
	収入	第1款	資本的収入	196,004	147,207
第1項		分担金及び負担金	3,316	3,217	97.0
第2項		国庫補助金	50,007	37,570	75.1
第3項		県補助金	0	0	-
第4項		他会計補助金	36,721	35,960	97.9
支出	第5項	企業債	105,960	70,460	66.5
	第1款	資本的支出	212,245	173,023	81.5
	第1項	建設改良費	164,672	125,450	76.2
第2項	企業債償還金	47,573	47,573	100.0	

企業債の年度末現在高 68億9,624万円



森林環境税の課税が始まります

●問合先 税務課市民税グループ (☎ 38-5806)

森林環境税とは、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市県民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。

なお、平成26年度より復興特別税として市県民税均等割に年額1,000円加算されていましたが、令和5年度で終了したため、年税額としては変更ありません。

税目	令和5年度まで	令和6年度から
森林環境税(国税)	—	1,000円
市民税均等割	3,500円	3,000円
県民税均等割	2,000円	1,500円
合計	5,500円	5,500円

森林環境税と市県民税の非課税基準が下記のとおり異なります。

非課税基準	森林環境税(国税)	市民税・県民税
扶養親族を有しないとき	41.5万円以下 (給与収入で96.5万円以下)	42万円以下 (給与収入で97万円以下)
扶養親族を有するとき	31.5万円×人数(本人+同一生計配偶者+扶養親族(16歳未満の扶養親族含む))+28.9万円以下	32万円×人数(本人+同一生計配偶者+扶養親族(16歳未満の扶養親族含む))+28.9万円以下

例) 年間の給与収入が97万円未満で扶養親族なしの場合、森林環境税1,000円のみ課税されますが、市県民税は非課税となります。

男女共同参画コーナー

【問合先】

協働安全課市民協働グループ (☎38-5803)

～男女共同参画週間～

毎年6月23日から29日までの1週間は、「男女共同参画週間」です。

内閣府では、令和6年度のキャッチコピーを「だれもがどれも選べる社会に」に決定しました。男性と女性が、職場で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる社会を実現するには、皆さん一人ひとりの取り組みが必要です。

～なぜ男女共同参画に取り組まなくてはいけないの?～

私たちは無意識のうちに、ジェンダーと言われる「男らしさ」や「女らしさ」についてのイメージや意識、考え方を持っており、このジェンダー不平等が多くの人の行動や考え方、生き方を制限しています。

少子高齢化が進むなど変化する社会情勢の中で、多様な視点を持ち、さまざまな場面において、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、みんなが生きやすい社会にしていきたいと思います。

★パネルを展示します。

誰もが暮らしやすい社会を実現するために、改めて“男女共同参画”とは何か考えてみませんか。

●展示期間 5月27日(月)～6月7日(金)

●展示場所 市役所2階市民ギャラリー

●パネルの内容 「LGBTQの基礎知識」